

高鍋町立学校における働き方改革推進プラン

令和2年7月 策定

令和8年4月 改定

高鍋町教育委員会

目 次

1	働き方改革推進プランの目的と現在の勤務状況	2
2	目標	2
3	プランの期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置等の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1 働き方改革推進プランの趣旨と勤務状況の現状

(1) 働き方改革推進プランの目的

本町の教職員が健康で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き生きと児童生徒等への教育に邁進できるようにする。これにより、教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領等が目指す教育理念の実現に向けてよりよい教育を推進していくことを目的とする。

(2) 現在の勤務状況

- 本町では、令和2年7月に管内の小中学校教職員の在校等時間の上限を含めた働き方改革に関する方針「高鍋町における働き方改革推進プラン」（以下、「本プラン」という。）を策定し、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本町における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和5年度から令和7年度（1月末時点）の実績は以下のとおりであった。

【令和5、6、7年度の状況】 ※町内の全教職員を対象、ただし、会計年度任用職員を除く。

	年度	年間の1か月平均時間 ()は、前年度比	月45時間を上回る割合 ()は、前年度比	月80時間を上回る割合 ()は、前年度比
小学校 (2校)	R5	月28.9時間	12.7%	0%
	R6	月26.2時間 (-2.7)	9.1% (-3.6)	0%
	R7	月24.7時間 (-1.5)	11.6% (+2.5)	0.2% (+0.2)
中学校 (2校)	R5	月41.1時間	37.0%	3.2%
	R6	月36.3時間 (-4.8)	27.5% (-9.5)	3.1% (-0.1)
	R7	月36.4時間 (+0.1)	24.9% (-2.6)	3.7% (+0.6)

- 小学校、中学校いずれにおいても、令和5年度から令和6年度にかけては、時間外在校等時間の「年平均」「月45時間を上回る割合」「月80時間を上回る割合」の減少しているが、令和6年度から令和7年度にかけては、数値は停滞傾向にある。政府が令和11年度までに達成の目標としている「年平均45時間以下100%」については、小学校、中学校ともに達成できておらず、「月平均時間30時間程度」については、中学校が達成できていない状況である。
- このような状況を踏まえ、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本プランを改定するものである。

2 目標（令和11年度までに達成すべき目標）

項目		目標値と前年度の実績				
		目標値	R6年度実績		令和7年度実績 (1月末時点)	
			小学校	中学校	小学校	中学校
在校等 時間	① 時間外在校等時間 月80時間以上 ※実績値は、年間の平均割合	0%	0%	3.1%	0.2%	3.7%
	② 時間外在校等時間 月45時間以上	0%	9.1%	27.5%	11.6%	24.9%
	③ 時間外在校等時間 月平均30時間以内	100%	61.5%	45.9%	67.4%	44.8%
ワーク・ ライフ・ バランス	④ ストレスチェックにおける職場全体のストレス値	100以下 平均100	78.6	74.6	77.8	79.2
	⑤ ストレスチェックにおける「働きがいのある仕事だ。」への否定的な回答	20%以下	4.5%	5.9%	5.9%	4.1%

3 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間

※ ただし、関係職員が、本プランの進捗を確認できるようにするために、目標の達成状況や取組内容を検討し、必要に応じて更新する。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 各学校区の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の適正化の検討を行うとともに、地域学校協働本部を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

イ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応

- ・ 当該苦情や要求等への対応は、まず学校で対応することが望ましいが、教育委員会が学校のみでの対応は困難であると判断した場合には、弁護士等の専門家が活用できる環境を整備する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・ 校務支援ソフトの活用により、調査の回答に係る事務負担の軽減に努める。
- ・ 単独回答が困難な場合は、共同学校事務室を利用する。

イ 学校体育館の施設・整備の管理

- ・ 学校体育館の地域開放に係る管理業務については、教育委員会が行う。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備や印刷物等

- ・ 町雇用のスクール・サポート・スタッフを活用する。

イ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が生徒指導、特別支援教育等に係るケース会議等に参加することで、学校が、専門的な知見を活用できる支援体制を構築する。

ウ 学校生活支援員を全学校に配置し、配慮を必要とする児童生徒に対する支援を充実させる。

(2) 学校における措置の推進

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校4年生以上は、年間で1086時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し、十分な教育的効果が見込めない活動等を見直す。例えば、清掃時間やその頻度の見直しを行う。
- ・ 校務支援システム等のデジタル技術の活用により、職場全体の業務の効率化を図る。
- ・ 勤務時間外の電話応答については、自動音声対応とする。
- ・ 年次有給休暇の取得がしやすい職場環境づくりに努める。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・ 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に対して、その主な理由や疲労の蓄積状況、医師の面談の必要性について、教育委員会が聞き取り（紙面回答）を行う。
- ・ 業務終了時刻から、次日の業務開始までの間隔を11時間以上になるよう配慮する。
- ・ ストレスチェックの実施後の集団分析の結果等を活用して職場環境の改善を図る。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 週に一度の定時退庁日を設け、職場全体で取り組む。
- ・ 夏季休業中に、学校閉庁日を設ける。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 教育委員会は、これらの取組を推進するため、教職員の在校等時間の状況を把握し、毎月開催される教育委員会定例会に報告する。また、年間を通じた本プランの達成状況については、毎年度開催される総合教育会議に報告し、首長部局と情報共有するとともに、高鍋町のHPで公表する。
- 時間外在校等時間が80時間を超えている教職員に対しては、教育委員会による状況の聞き取りや面接指導、医師による面接など、必要な措置を行う。
- 各学校へ本プランの周知を徹底し、学校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、各学校における働き方改革の取組を推進する。